

令和4年度第5回環境保全審議会 議事録

日 時：令和4年10月3日（月） 午後1時30分から午後2時20分まで

場 所：亀山市総合環境センター4階 研修室

出席者：〔亀山市環境保全審議会委員〕

加藤会長（対面）、金子委員（リモート）、野呂委員（対面）、北村委員（対面）
富田委員（リモート）、駒田委員（対面）、中浦委員（対面）

〔事業者〕

株式会社長工 鈴木直樹氏、小林稔昌氏、中藪久義氏）

〔事務局（亀山市産業環境部環境課環境創造グループ）〕

富田部長、村田課長、安田 GL、加藤

傍聴者：なし

欠席者：朴副会長、宮岡委員

<事項書1. 挨拶>

加藤会長より挨拶

<事項書2. 議事>

（加藤会長）

それでは早速、事項書2 議題「市環境保全条例に基づく開発行為届出書について」の審議に移らせていただきます。事業者は株式会社長工、開発目的は物販店舗新築及び敷地造成です。それでは、株式会社長工に入室いただきます。

事業者入室

（加藤会長）

それでは、事業者から自己紹介をお願いします。

事業者自己紹介

（加藤会長）

引き続き、事業者から本案件の説明をしていただきます。

（長工 鈴木氏）

「亀山市環境保全条例による開発行為届出書」に基づき説明

開発場所：亀山市太岡寺町字鳥池 560-1 ほか

開発面積：公募…79,640.95㎡ 実測…98,086.85㎡

建築（築造）面積及び建物延床面積：15,350㎡

開発目的：物販店舗新築及び敷地造成 事業内容：会員制倉庫型物販店舗
着手予定日：令和5年4月1日 完了予定日：令和7年7月30日
備考：鉄骨造平屋建（建築及び延床面積：15,350㎡ 高さ：11.0m）

添付書類

「土地一覽」「環境配慮事項説明書」「写真及び写真方向図」「開発区域位置図」
「開発区域図」「公図」「求積図」「現況平面図」「土地利用計画図」「造成計画平面図」
「造成計画断面図」「排水経路図」「建物平面図」「建物立面図」
「開発行為届出書（案）」（三重県環境保全条例）「希少野生動植物確認調査票」
「緑地確認調査票」

土地利用計画図についてですが、緑色部分が緑地となり、土地の形状は法面となります。内側に記している白色部分が平場となり、桃色部分が建物（店舗）であります。

法面と平場の分離帯として、中の細かい箇所に線がありますけど、それについては、小堤を設けて直接法面に水が流れ出ないように計画としております。

西側進入路南側に向かって付替え道路を設け、行き止まりにならないようにいたします。

調整池については、建物の周囲の4か所に地下貯留槽を設け、また、南側にオープン式2箇所、西側の市道部分にオープン式1箇所の設置を予定しております。

造成計画平面図についてですが、黄色部分は切土、赤色部分は盛土となり、造成地において、切土と盛土の土砂の量の差を極力少なくすることによって、土砂の流出を最小限とする計画といたします。

また、南側の法面は、盛土となることから、「三重県宅地等開発事業に関する技術マニュアル」並びに林地開発基準にのっとりながら、弊社としては、このご時勢において、盛土等の問題があることから、もう少し厳しい基準、例えば、暗渠排水を確保する等、より安全に配慮した設計を行ってまいります。

排水経路図についてですが、先程説明させていただきました調整池からの放流経路につきましては、①は敷地内における舗装部分及び法面の一部、②は建物敷地及び法面の一部、③は西側の約3,000㎡の土地の排水経路を示しております。本来なら敷地の尾根によってわけるところではありますが、その先には農業用ため池（富士山池）がありますことから、地元自治会及び水利組合からご意見を賜り、農地への影響を最小限といたしたいことから、このような排水経路といたしました。

他、三重県自然環境保全条例第34条第1項の規定に基づく開発行為届出書については、亀山市と連携を取りながら提出する予定であります。

今後の予定として、関係行政機関及び地元関係機関と協議を行いながら、環境に配慮した計画を行いますので、よろしく申し上げます。

（加藤会長）

事業者から説明をいただきましたので委員からご意見を頂きたいと思いますが、まず、宮岡委員から事前に質問を頂いておりますが、それについての回答をお願いします。

(長工 鈴木氏)

宮岡委員からは2つ質問(土砂及び調整池)をいただいております。

まず、土砂についてですが、今回の計画は基本的に切土及び盛土で調整します。計画地が山林であること及び過去に汚染された物質が含まれた建物がなかったことから、汚染土はないと思われます。但し、工事の途中で残土が発生した場合は、残土の状況によって産業廃棄物の扱いとなれば、それに基づく処理を行い、産廃許可業者にマニフェスト等をもって確認させていただきます。搬入土につきましては、購入土となることから、土質チェックを行って搬入することになります。

次に調整池の件ですが、今回の計画における駐車場には、現地貯留の調整機能はもたせず、全て調整池でまかなう計画であります。調整池の大きさ及び容量については、「三重県宅地等開発事業に関する技術マニュアル」にのっとり、「三重県洪水調整池計算システム」によって協議の上、承認を得て決定させていただきます。現在、協議中ではありますが、今回の計画地での貯留槽は、全体14,500m³程度と想定しております。降水量については、前出マニュアルの指針にのっとり、10分あたり31ミリの想定で三重県と協議中であります。

(加藤会長)

それでは、皆様からのご意見ご質問があればよろしく申し上げます。

(富田委員)

自然環境でお聞きしたいのですが、開発行為届出書最後のページ(緑地確認調査票)に緑地率100パーセント、杉90パーセントと記載されており、後で送付していただいた資料によれば、杉だけではなく、雑木も沢山あると思いますが、実際はどのような状況でしょうか。

(長工 鈴木氏)

再度調査をいたします。

(富田委員)

簡単な自然環境のアセスメントは行わず、文献だけで行い、現地調査は行わないのですか。

(長工 鈴木氏)

現地において、もっと詳しく調査する予定ではありますが、ミニアセスまでは考えておりません。

(富田委員)

かつては北側にため池があったようですので、私はそこに注目しておりまして、水生昆虫や両生類について、大丈夫かなと思っていたのですが、亀山市に確認いたしましたところ、既に池としての機能はないとのことであり、写真を拝見しましたところ、関係生物についての心配はいらぬものの、周囲が開発された中に唯一残されているオアシス的な森林でありますので、アセスを行わずに実施するのは疑問に感じます。

(長工 鈴木氏)

貴重な意見をいただき、ありがとうございます。今後、行政と協議を行い、ご指導を賜りながら進めさせていただきます。

(加藤会長)

富田委員、よろしいでしょうか。それでは、他の委員の方、何かございませんでしょうか。

(野呂委員)

騒音及び振動の件でございますが、造成をして店舗が建つわけですね。店舗が建った後の件についても議論の対象となるのですか。大店立地法との絡みがありますので、その切り分けです。大店立地法であれば、交通量との絡みがあります。搬入等の車両が、どの時間にどのくらい通行するのか。営業時間の件において、夜間は照明が点いたままなのか。等、多数の審議があると思いますが、今回の審議会では、どこまで議論するのでしょうか。出店者ではなくて、長工様が検討していることはありますか。

(長工 鈴木氏)

当社における騒音及び振動の対策範囲は、造成工事が完了するまでですが、出店者（コストコ）には伝えます。

交通対策においては、警察と大まかな協議は行っております。

(野呂委員)

届出書には建物図面もあったことから、当審議会において一括協議と思っていました。要するに、店舗を建てるための造成する土地が完成するまでですね。それでは、造成工事における騒音等の予測はされているのですか。例えば、どのくらいの重機が入って、どのくらいの工事期間とか。

(長工 鈴木氏)

その前に、地元における説明会を3～4回行っており、様々な意見を頂いております。沈砂池は作る、騒音等は山中であり、地元からの意見もなく意識していません。工事を行うときは再度地元の説明します。

(中浦委員)

平場と緑地との境は、何を作られますか。

(長工 鈴木氏)

平場よりも少し盛った小堤を作ります。

(中浦委員)

道ですか。

(長工 鈴木氏)

道ではありません。平場から法面へ直接流出しないための水止めです。

(中浦委員)

擁壁らしきものは、一切ありませんね。

(長工 鈴木氏)

現在の計画では、ないです。

(中浦委員)

緑地については、どのようなイメージで造られますか。

(長工 鈴木氏)

外周と内側は少し違いますが、外周は10m、林地開発基準がございまして、木の種類及び植栽数の基準があります。そのことを守ったうえで、外周10mを囲まさせていただきます。内側の余ったところには、植栽マット等を設置いたします。このことについて、環境のことがございますので、行政及び地元の方とのご意見を賜りながら、丁寧に進めさせていただきます。

(中浦委員)

どのような樹種かを相談してとのことですね。

(長工 鈴木氏)

外周10mの樹種については、林地開発の中で決まっております。

(中浦委員)

どのような種類ですか。

(長工 鈴木氏)

杉、檜及び松です。例えば、高さが1mであれば、何mに何本植えるようにと決まっており、それを遵守した計画をしております。

(北村委員)

水質のことで、確認させてください。環境配慮事項説明書(届出書4ページ目)の配慮事項の2項目に「工事施工中は、沈砂池や土堤等を設置し濁水の流出防止に努めます。放流水については、環境基準を遵守いたします。」とありますが、放流水は、供用時の施設からの排水等を示しているのでしょうか。それとも、造成工事施工中のことを示しているのでしょうか。

(長工 鈴木氏)

工事施工中及び運営時も含めてのものです。

(北村委員)

「環境基準を遵守いたします。」について教えてほしいのですが、具体的には基準値がありますが、すけれども、どういった設定を考えていますか。

(長工 鈴木氏)

亀山市においては、厳しい環境基準がありますので、それを守るよう、浄化槽については優れた性能のものを使っていただいて協定を結ぶこととなりますが、当社の範囲ではないので、出店者に申し伝えております。

(北村委員)

環境基準については、公共用水系に係るものであることから、今回は鈴鹿川が対象となりますが、それが守られるような排水を行いますとのことですね。

(事務局村田課長)

亀山市、鈴鹿市及び四日市市においては、鈴鹿川に放流する排水につきましては、「鈴鹿川浄化対策促進協議会」において厳しい基準を設けており、店舗側には、それを遵守していただくように伝えます。

(北村委員)

BODが10というような排水に係る協定を結ぶわけですね。

(事務局村田課長)

そうです。

(北村委員)

排水経路について説明がありましたが、沈砂池から出る排水についても、工事中、供用時とも同じでしょうか。

(長工 鈴木氏)

基本的には同じですが、工事中の仮設でありますので、①が使えない場合、②③を使用いた

します。工事の進捗により、適宜、排水する予定です。

(中浦委員)

舗装面についてですが、アスファルトの浸透式ですか。

(長工 鈴木氏)

今回の計画では、違います。

(中浦委員)

放流経路には流さないのですか。

(長工 鈴木氏)

舗装面での雨水を、富士山池に流さないとのことですよ。

(中浦委員)

敷地内の排水については、調整池に流すのですね。

(長工 鈴木氏)

そうです。

(中浦委員)

浸透式アスファルトではなくても、上手くいくのですか。

(長工 鈴木氏)

宅内の流量計算を行い、側溝の大きさを決めます。

(駒田委員)

放流経路で①とありますが、途中から桜川に流れてゆきますが、途中、小さな堰堤が崩れた状態となっていますが、改修して放流するのですか、それとも、そのまま放流するのですか

(長工 鈴木氏)

今の時点では考えておりませんが、貴重な意見でありますので、市と協議させていただきます。

(加藤会長)

他にございませんか。なければ、私からですが、別添写真表紙北側において細い道がありますが、これらについての所有権は移管されていることから、消滅してもいいのですね。

(長工 鈴木氏)

それについては、亀山市と協議を進めながら、廃止するところは廃止していただきましたが、全部なくなるのは困ることから、必要な箇所は付け替えます。

(加藤会長)

他所においては、今回と同様のケースにおいて、自分の出入りが出来なくなったとのことから、気を付けていただきたいですね。

最後にですが、開発事業者の責任ではないですが、周囲に東名阪自動車道亀山スマートインター出入口があり、国道一号線を通らないと開発予定地にたどり着けないですね。このときの交通整理というものは、貴社ではお考えになりましたか。ここを候補地とするとき、どれだけお客様が集まって、どれだけ交通が集中するか、その結果として、悪くすると市の懸念は東名阪自動車道が渋滞すると見ているのですか。その辺のことも十分考慮されたのか、今、初めてお聞きしたのか、どちらでしょうか。

(長工 鈴木氏)

コストコ様は、既存施設の来店者数等・今回の来店予想の方面比率のデータを持っています。

(加藤会長)

工業団地へ国道1号線から同じ交差点から全部車(関係施設利用者)が入ってくるのですね。それから、フラワーロードを使って北側から車が入ってくるのですね。そういう時に交通渋滞が発生して、それがどんどんひどくなり、高速道路に影響してきたら大変なことになると思うのですね。そういうことに対して、キャパシティを計算されたのですか。

(長工 鈴木氏)

100%まではいきませんが、大まかには行ってはおります。

(加藤会長)

万一、国道1号線まで渋滞が及んだとしても、片側のみであると見ているのですか。想定すればとんでもないことが起こりそうですが、このような状態は常時ではなく開店当初の頃のみとは思いますが、地元及び高速道路会社と十分検討されないと非常に危ないと思います。名古屋及び関西方面からもお客様が来ることでしょう。車がどこからどのようにして敷地に入り、駐車場へ止めることが出来るかを想定していろいろな想いをよぎらしてほしいと思います。

(長工 鈴木氏)

わかりました。

(加藤会長)

他に意見はございませんか。亀山市からも何か意見はございませんか。

(加藤会長)

事業者の方、どうもありがとうございました。この後は、委員間で審議をいたしますので、事業者の方は退席

下さい。

事業者退室

(加藤会長)

この議題については、審議を終了しましたので、お任せいただけるのであれば、私と事務局と検討して、答申案を委員の皆さんにメールでお知らせいたします。

全委員承認

(加藤会長)

本日はどうもありがとうございました。

(事務局村田課長)

加藤会長、ありがとうございました。また、各委員様におかれましては、長時間にわたり慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。以上をもちまして、令和4年度第5回亀山市環境保全審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。